

ASIAN WOMEN'S FUND NEWS

2005.3.28

No. 25

URL <http://www.awf.or.jp>

e-mail dignity@awf.or.jp

目次

【特集】アジア女性基金の現状と今後について 理事長記者会見	1 ~ 3
平成16年度後期事業と報告	4 ~ 11
韓国の元「慰安婦」金田君子さん他界	12

【特集】 女性基金の現状と今後について

平成17年1月24日、都内ホテル「ルポール麹町」において、アジア女性基金は事業の現状と今後について記者会見を行い、インドネシア事業が終了する2007年3月をひとつの区切りとして、基金を解散する方針を発表しました。発言は以下のとおりでした。

村山 富市 アジア女性基金理事長

本年、アジア女性基金は、1995年（平成7年）の設立から10年目を迎えます。この機会に、基金の現状と今後についてご報告いたします。

1. 償い事業の経過

(1) 国民のみなさまからの拠金による償い金、政府予算からの医療・福祉支援事業および内閣総理大臣のお詫びの手紙からなる基金の償い事業は、フィリピン、韓国、台湾で行われ、「慰安婦」とされた285名の方々に実施することができました。また、オランダでは、政府予算からの医療・福祉支援事業と内閣総理大臣のお詫びの手紙からなる償い事業を79名の方々に実施しました。これらの事業はいずれも2002年（平成14年）9月までに終了しました。



- (2) インドネシアでは、政府予算からの高齢者社会福祉推進事業がインドネシア政府との合意のもとに実施されており、この事業は2007年3月末（平成18年度）には終了する予定です。
- (3) 以上のように、2007年3月には基金の償い事業がすべて終了いたしますので、基金は同年3月末日をもって解散することにいたします。

2 . これまでの基金事業

- (1) 償い事業の実施に際しては国内でも海外でもさまざまな意見があり、種々の困難に直面しました。しかし、多くの方々のご理解とご支援により、受け取りを希望された元「慰安婦」の方々への償い事業を実施することができました。その意味において、基金の償い事業は基本的にその目的を達成することができたと考えております。
- (2) 事業を受けられた元「慰安婦」の方々からは、心身に被った傷を消し去ることはできないとしながらも、基金が国民のみなさまの償いの気持ちをふまえてねばり強く「慰安婦」問題に取り組んできたことに対して、一定のご理解と評価が得られたと考えております。これに関連して、みなさまが抛金とともにお寄せくださったお詫びの言葉や償いの気持ちを元「慰安婦」の方々にお伝えいたしましたことも、ご報告いたします。基金の活動に対しては、国連等の人権諸機関も一定の評価を与えております。
- (3) 基金はまた、「慰安婦」問題に関する歴史資料の収集と編集、公刊に力を尽くし、募金活動の中でも「慰安婦」問題についての認識と理解を社会に広める活動を行ってまいりました。募金活動へのみなさまの積極的な参加もあり、「慰安婦」問題についての認識と理解を高めることに寄与することができたと考えております。
- (4) 基金は、「慰安婦」問題の反省に立ち、償い事業と併行して、今日の女性が直面する人権侵害問題



について、被害者の保護と女性への暴力の予防を中心とする女性尊厳事業を実施してきました。具体的には、武力紛争下における女性の人権、人身売買、ドメスティック・バイオレンスなどについて調査や啓発活動を行い、社会の意識を高めることに努力してきました。また、国連等の国際機関や地方公共団体、NGOなどと協力して事業を行い、これらの諸団体と新しい協力関係を構築することができました。

3 . 今後の基金の活動と政府への要望

- (1) 基金は、償い事業終了後も、高齢となられた元「慰安婦」の方々に対して基金の出来る範囲内でのアフターケアを行って参りました。これは今後も引き続き行って参りますが、この問題は2007年3月の基金解散後もきわめて重要な課題であると考えます。元「慰安婦」の方々がお心身に共に平安に暮らして行くことができるよう、この点に関する元「慰安婦」の方々からの要望を真摯に受けとめ、基金内部でさらに検討し、元「慰安婦」の方々へのみなさまの償いの気持ちを踏まえて政府が適切に対応するよう強く要望し、政府と協議を重ねて参ります。
- (2) 基金は、これまでに引き続き、「慰安婦」問題に関する歴史資料を収集・刊行すると同時に、基金の事業を含む「慰安婦」問題への取り組みについて、日本のみなさまと、また世界の人々と

共に考え、「慰安婦」問題を歴史の教訓とするよう、努力して参ります。こうした活動により、お詫びと償いの気持ちを抛金等の形で示して下さったみなさまのお気持ちをできる限り被害者の方々と被害国の国民に知っていただき、元「慰安婦」の方々が少しでも平安な生活を送ることができるよう、努力を重ねて参ります。



(3) 基金は、女性に対する暴力、女性

の人権問題に関する今日的課題について取り組んできたこれまでの基金の活動と精神を生かして、政府がこれらの問題に適切に取り組み続けるよう、要望して参ります。

おわりに、抛金者の方々をはじめ、アジア女性基金の事業にご協力を賜りましたみなさま方に、心より感謝申し上げます。2007年3月の解散までの残された二年間も、引き続きご理解とご支援をお願い申し上げます。

2005年1月24日

同日、細田内閣官房長官（山崎内閣官房副長官代行）の記者発表が行われました。

アジア女性基金の解散方針発表について 山崎内閣官房副長官記者発表

1. 本日、村山富市アジア女性基金理事長は、インドネシア事業が終了する平成19年3月を一つの区切りとして、基金を解散するとの方針を発表した。
2. アジア女性基金は、いわゆる従軍慰安婦問題への対応についての国民的な議論を踏まえ、元慰安婦の方々への支援事業や、女性の名誉と尊厳一般に関わる事業等を実施してきた。政府としても、本問題に対する国民の真摯な気持ちを支えに、基金に最大限の協力を行ってきた。
3. 基金は設立以来着実な成果を上げ、償い金を受け取られた元慰安婦の方々からは感謝の意が寄せられている。約6億円に上る募金をしていただいた抛金者をはじめ、基金にご協力いただいた国民の皆様、村山理事長、故原文兵衛前理事長他基金関係者に対し深い敬意と感謝の意を表したい。
4. 基金は、今後も解散までの間、様々な事業を実施するとともに、解散後の課題についても検討されるものと承知している。政府としては引き続き誠意をもって基金に対して可能な協力を行っていく考えである。

ケーススタディから見る人身売買被害の現状

2004年9月14～17日 東京・京都・大阪で開催

フィリピンのケース

フィリピンでは政府がエンターテイナー（芸能人）認定証を出し、日本政府はこれをもとにビザを発給しています。若い女性たちはダンサーやエンターテイナーとして働く契約のもと来日しますが実態は異なっています。

今回被害者として話してくれたMさんもこうして日本にやってきた女性の一人です。

「二度と日本に来ることはないと思っていました。」

「私はダンサーとして働くという約束で21歳の時に日本にやってきました。成田空港に着くとすぐにパスポートを取り上げられ、その日からクラブでホステスとして働くよう命じられました。客に身体を触られたり、関係を迫られたりもしました。『同伴』と呼ばれる店が始まる前に客とデートをしなくてはならないシステムがあり、ソルマも決められていました。これは女性の方から客をデートに誘うため、危険な目に遭いそうになることもありました。女性として、フィリピン人として屈辱的な扱いを受けました。

給料は6ヶ月という契約の期間が過ぎ、帰国のため成田空港に着いたそのときまで支払われませんでした。手数料や借金があるなどと言われ、働いた給料の半分以上を差し引かれました。もう二度と日本に来ることはないと思いました。

フィリピンに帰ると、『日本に行ったエンターテイナー＝悪い女・売春婦』という差別に苦しみました。ある団体に出会い、縫製、織物などのスキル訓練を受け、現在はこの団体のコーディネーターを務めています。そして自分が受けた被害について証言していくことでこの問題の啓蒙につながり、仲間の女性たちを助けることができたいと思っています。」

カンボジアのケース

カンボジア出身のLさんの母親はある女性からLさんが半年間マレーシアに行って働けば大金が稼げる、そして半年後には必ず帰すからと薦められ、その話を聞いたLさんは行く決心をしました。当時Lさんはまだ10代でした。

「車のトランクの中に隠れて国境を越えました。」

「ベトナム人の少女と一緒にカンボジアとタイの国境の町に連れて行かれ、翌日車のトランクに隠れてマレーシアに密入国しました。カラオケパーラーに連れて行かれたときになって初めて売春目的で売られたことに気がつきました。客を取るのを拒みましたが、目の前で同じように売られてきた少女達が電気ショックなどの罰を受けるのを見て客をとる決心をしました。1日に3人の客を取らされ、150リンギット（約4,000円）支払われました。逃げ出そうにもドアは自動的にロックされてしまい不可能でした。警察の手入れがあっても売春宿のオーナーは事前に情報を入手していて、警察が来る前に移動させられました。ある日、他の少女達が2階の窓から飛び降りて逃げたので自分も後を追いました。しばらくその人達と身を隠した後、母親に電話をかけ、母親がカンボジアのNGOに連絡をして救助されました。今は以前と同じように母親と市場でおかゆを売って暮らしています。」

日本の現状

日本では今、人身売買を防止するため、刑法や入管法（出入国管理及び難民認定法）の改正及び興行ビザの発給基準の厳格化を決定しました。日本で働く外国人女性が性的な搾取や目的に利用されることを防止し、必要な保護につながる法律の改正や見直しになるよう、シンポジウムで証言してくれたアジアからの参加者のためにも見守る必要があります。

参加者 カンボジア：Cambodia Women's Crisis Center、フィリピン：DAWN、タイ：スタラット・シリワット、泉田スジンダ 日本：清水澄子（元参議院議員）吉田容子（弁護士）山口典子（堺市議会議員）他



国際シンポジウム

道義的責任と和解の実現 戦争・紛争をめぐる



道義的責任と和解の実現 戦争・紛争をめぐる というテーマで、2005年1月14日に専門家会議、又、15日に公開シンポジウムを東京・国連大学で開催しました。

この会議は、実際に紛争を経験し、紛争後の和解のために今も第一線で様々な活動と貢献をしておられる専門家の方々の参加の下に行なわれました。

アフガニスタン独立人権委員会代表のシマ・サマール氏、カンボジア憲法協議会メンバーのスバル・ソン氏、東チモール国連女性開発基金プログラム代表のミレナ・ピレナ氏、ドイツからはジャーナリストであり前フリードリッヒ・エーベルト財団東京事務所代表のゲブハート・ヒルシャー氏、南アフリカ・ケープタウン「真実と和解」委員会上級顧問であり、ケープタウン大学心理学教授のプムラ・ゴボド氏等が、それぞれの報告書を発表されました。東京大学名誉教授である和田春樹当基金理事は、アジア女性基金の「道義的責任」についての発表をされました。

また、この会合は、国連人権少委員会代理委員であり、当基金運営審議会委員の林陽子弁護士、国連人権小委員会委員であり当基金の運営審議会委員長の横田洋三中央大学教授が司会を務められました。また、ジャマイカから、国連人権小委員会委員のフロリゼル・オコナー氏が参加され、人権問題について発表をされました。

アジア女性基金は、いわゆる「慰安婦」問題に対する日本政府の道義的責任を果たすために、1995年に設立されました。しかしながら、道義的責任は、法的責任の「かくれみの」との主張による批判がなされてきました。償い事業の終了に際し、「道義的責任とはなにか」また、「道義的責任はどのような役割を過去と未来に果たすのか」などについて、国連などでの議論や国際法分野の学説等の検討を含め、考察することを目的とした会議でありました。

こういった考察は21世紀の世界各地で紛争や内紛が続くなか、非常に重要な課題となっています。現代の内紛では、隣人や市民による集団的暴力が発生し、中でも、性的暴行も含んだ女性に対する暴力は、止むどころか増加しているのが現状です。家族の殺害や性的暴行などの被害者の恐怖や怒り、人間性の自己不信とトラウマは、紛争が静まったことで解決される問題ではありません。殊に内紛の場合には、紛争後に加害者と被害者が共存しなければならぬ状況が生じるケースが多く、人間性を考慮した解決と和解が問われています。こういった問題の解決なしには、平和で安定した生活は戻らないのです。暴力の被害者の回復と社会的和解については最近いろいろ考えが出され、国際法廷や裁判、真実の委員会、賠償、歴史との対面等の対応が試みられてきました。

この会議のテーマは、過去の戦争によって生じた問題についての責任を考慮すると同時に、現代においても繰り返されている紛争下での暴力の問題について、憎しみのサイクルをどうやって断ち切るのか、そして正義の執行と被害者の回復をどうやって進めるのかを、いろいろな国の実際の経験を基に、探るものであります。

参加された専門家の方々の論文は、会議の報告書としてまとめる予定であり、同時にアジア女性基金ホームページからもアクセスが可能となります。



10代の若者に向けた暴力未然防止プログラム

カナダの中高校で20年間にわたり実践されている暴力未然防止教育プログラムに“SafeTeen”があります。若者にとってごく身近な場面を設定し、暴力をふるわない、暴力を受けないためのコミュニケーションのとり方、毅然とした態度で暴力を否定する方法について具体的に教えるプログラムです。

このSafeTeenより講師を招聘し、ワークショップとセミナー実施しました。学校関係者のためのワークショップでは男性20名、女性100名が、高校生のためのセミナーでは、男子高校生800名、女子高校生800名が参加しました。(SafeTeenは、プログラム実施の効果的な環境として、高校生は男女別々に参加すること、また、男子グループには男性講師、女子グループには女性講師というように、講師と受講者を同じ性で統一することを奨励しています)。



開催時期：2004年9月20日～29日

会場：東京・スクワール麹町、神奈川県立白山高等学校、埼玉県私立聖望学園高等学校、東京都立山崎高等学校、沖縄県女性総合センター、沖縄県立伊良部高等学校、沖縄県立翔南高等学校 おきなわ女性財団との共催

講師：アニタ・ロバーツ (SafeTeen創設者、プログラム開発者・ファシリテーター)
ビル・ボッツォボン (SafeTeen男子向けプログラム・ファシリテーター)

講師



セミナー終了後に書いてもらったアンケートによれば、多くの高校生たちがこの90分を楽しみ、楽しみながらも何かを学び取り、将来もまた参加してみたいと感じたとあります。プログラムを行うにあたりSafeTeenのアニタ・ロバーツさんが強調したポイントとして、「自分の身の丈(自らの体験や力量)以上のことは言わない」「わたし教える人、あなた教わる人ではなく、対等な人間同士として接する」という姿勢がありました。その結果多くの高校生たちが、「大人=この場合講師であるアニタさんでありビルさん」がきわめて率直に自らの体験を交えて語ったことに強い印象を持ち、新鮮に感じ、心を開いてメッセージを受けとめたようです。そうした大人が若者の身近に存在することの大切さを、あらためて痛感する機会ともなりました。

学校関係者へのワークショップでは、その受講者たちが、高校生たちを対象にセミナーが行われているところを実地見学できるよう企画しました。このことにより、学校関係者たちは高校生たちの生の反応を目のあたりにして、机上の空論ではないプログラムの効果を知ることができました。ぜひ来年も実施してもらいたいと、教師全員で校長に頼みにきたという出来事もありました。



最後に、ある男子高校生の感想を引用します。

もし不良にからまれたら、逃げるか暴力をふるうことしか考えていませんでした。でも今日の話を書いて、それが間違いであったことに気づきました。大切なのは意志表示をすること。こんな自分の守り方は気づきませんでした。これからは感情的にならないよう気をつけたいと思います

援助者育成のためのワークショップ

保健・医療現場におけるDVの早期発見と他機関への連携

アジア女性基金では、1998年度から、暴力や虐待を受けた当事者がよりよい支援を受けられることを願って、「援助者育成のためのワークショップ」を開催してきました。

この研修の中で、2002年度から3年間にわたり、保健・医療関係者に対象を絞った研修を試みました。病院や救急治療室、保健・福祉現場は、暴力や虐待が発見される可能性の高い場所だといわれているからです。

2002年度は、アメリカで行われているDVの早期発見のためのスクリーニングのトレーニングを学び、2003年度は、その講義を受けた医療関係者が講師になり、全国8箇所と同様のテーマのワークショップを行いました。2004年度は、この2年間の蓄積をまとめたマニュアル「DVと保健・医療」を使用して研修を行いました。



マニュアル「DVと保健・医療」は、基金ホームページからダウンロードできます。

<http://appls.tosho.co.jp/awf/awf.html>

開催日時・会場・講師

- 愛媛会場** 2004年9月11日、12日
 甲村弘子（大阪樟蔭女子大学人間科学部教授、医学博士）
 櫃本真聿（愛媛大学医学部附属病院 医療福祉支援センター副センター長）
- 神奈川会場** 2004年10月3日、6日
 金城理枝（T・H・P・メディカルクリニック精神科サイコセラピスト）
 大山みち子（武蔵野大学・大学院助教授）
 木村弓子（武蔵野大学心理臨床センター主任カウンセラー）
 木藤裕子（武蔵野大学心理臨床センター相談員）
 市原わかゆ（武蔵野大学心理臨床センター相談員）
- 鹿児島会場** 2004年10月11日、12日
 竹下小夜子（精神科医、さよウイメンズ・メンタルクリニック院長）
- 青森会場** 2004年10月22日、23日
 米山奈奈子（秋田大学医学部保健学科臨床看護学助教授）

3年間で延べ498名の保健師、看護師、医師、相談員、ケースワーカーなどの支援者が参加したこの研修は、保健・医療関係者に対象を絞った研修であったため、具体的な問題が明確化したことが大きな特徴でした。

日本の保健・医療現場の多くは、DVは健康の問題（公衆衛生や医療問題）だという認識がほとんどないため、被害者を見送っているばかりか、DV被害を確認できてもどう対応したらよいのか、どこへ連絡すればよいのか分からないという状況にありました。

いま、地域に密着した公衆衛生の考え方「ヘルスプロモーション」が注目を集めています。この考え方をDV支援に応用することがワークショップの中でも提案されました。住民・患者という言葉、被害を受けた当事者という言葉に置き換えてみるだけで、いままで混沌としていた問題が整理できます。当事者のエンパワメントを図ることが、支援者の究極の役割です。当事者の内なる力を引き出し、本人の判断力を養い行動できるよう環境整備をすることの重要性が再確認された研修でした。

援助者育成のためのワークショップ

ファシリテーター養成講座

児童虐待防止法、DV防止法も施行され、暴力や虐待の問題が社会に認知されるにつれ、被害を受けた当事者が相談機関を訪れる機会が増えてきました。暴力や虐待に関する確かな支援ができる支援者を数多く育成していくためには、専門的な知識をもったファシリテーターやスーパーバイザーの養成が不可欠であると考え、研修・講座を行ってきました。

「援助者育成のためのワークショップ」の総括として、カナダで25年間トラウマカウンセラー、トレーナーとして活躍してこられたマギー・ジグラー講師を招き、支援者対象の「ファシリテーター養成講座」を開催しました。



ワークの一環として参加者が描いた絵



見えてきたニーズ！

ワークショップは講義形式の研修とは異なり、少ない人数で行われる体験を重視した研修です。定員は25名が限度。しかし、今回の企画には両会場とも多数の応募者がありました。応募者からいただいたアンケートからも、「被害を受けた当事者のサポートグループを運営するファシリテーターの養成講座」「支援者グループを運営するファシリテーターの講座」、そのどちらもが、いま支援現場で切実に求められている研修であることが見えてきました。

見えてきた「支援者が直面する問題」！

DVシンポジウム「岐路に立つDV支援」（2005年2月実施）で、支援者の直面している問題についてとりあげるため、「日本における今後の支援のあり方」について、講師のマギーさんを交えてディスカッションの機会を設けました。「いま、支援現場で起きている問題は？」「どうすれば、問題が解決できるのか？」「現状を変えるためのアイデア」など、カナダの例を参考にしながら、日本における現状と今後の課題について意見交換をしました。NPOからも、自治体や公的機関からも、さまざまな問題が噴出すると同時に、問題の解決策も出されました。

アジア女性基金で、2004年度にまとめた報告書「支援者の直面する問題～『援助者育成のためのワークショップ』アンケート分析結果 委託報告書」【*1】で出た結果と同様の問題が取り上げられ、報告書のデータが裏付けられる結果になりました。

【*1】この報告書は、アジア女性基金ホームページからダウンロードできます。

<http://appls.tosho.co.jp/awf/awf.html>

開催日時・会場・講師

東京会場 2004年11月20日、21日、22日

京都会場 2004年11月25日、26日、27日

【講師】マギー・ジグラー（Maggie Ziegler M. A.）

トラウマカウンセリングを専門とするクリニカルカウンセラー。約25年間にわたり、トラウマカウンセリングに関する種々のトレーニング、ワークショップに取り組む。

シンポジウム「岐路に立つDV支援」

～過去10年を振り返り、今後への提言を行う～

NPO・行政・企業のパートナーシップ

DVのような複雑多岐にわたる社会問題は、当事者や支援者の努力に帰するのではなく、NPO、企業、国、地方自治体、公的機関、さまざまな組織が積極的に関わらなければ変革を図ることが難しい問題です。いま求められているのは、それぞれの組織が、それぞれの持ち味を活かしながら連携していく仕組みづくり、利害で結ばれた関係ではない、問題をきちんと理解し、被害を受けた当事者のことを第一に考えた協力体制ではないでしょうか。今回のシンポジウムでは、「NPO、行政、企業のパートナーシップ」について、様々な視点から考えてみました。



同時開催「DV支援のための交流スペース」

DVシンポジウムの会場に、DV支援にかかわるさまざまな立場の人たちが自由に交流し、情報交換できる「交流スペース」を設けました。【地方自治体・公共団体コーナー】【NPO・企業コーナー】では、全国のNPOや自治体のご協力を得て、各地の資料を一堂に集めることができました。支援者からは、「私たちの活動を多くの人にアピールできたし、同じ目的をもった人たちが活動があることを知って心強く感じた。これから連絡を取り合っていきたい」また、被害を受けた女性からは、「こんなに多くの人たちが一生懸命になって支援してくださっているのを知って孤立感が薄らぎました」という声が寄せられました。

開催日時・会場・出席者

大阪会場 2005年2月13日
坂東真理子（昭和女子大学女性文化研究所長）、田上時子（NPO法人 女性と子どものエンパワメント関西理事長）、榎本真幸（愛媛大学医療福祉支援センター副センター長）、平井伸治（鳥取県副知事）

東京会場 2005年2月20日
神本美恵子（参議院議員）、鮎川葉子（シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会スタッフ）、榎本真幸（愛媛大学医療福祉支援センター副センター長）、片山善博（鳥取県知事）

求められる企業の力！

【展示ブース】では、企業とタイアップし、新しい試みとして始まっているプログラムについてご紹介しました。海外では、スポンサーの協力を得ながらDV支援をしているNPOが数多くあります。日本でも、企業と協力し、DV支援にあたるNPOや自治体・公的機関が増えてきました。社員を教育し、ボランティアを募ってNPOを支えている企業もあります。



求められる行政の力！

行政でも、改革が始まりました。DV防止法改正に伴い、各都道府県に具体的なDVの被害者への支援策として「基本計画」の策定が義務付けられましたが、鳥取県は、全国に先駆けて計画案を公表、法施行と同時に正式に計画を発表しました。

求められるNPOの力！

DV支援に携わってきたNPOの役割は重要です。被害当事者のアドボケイター（代弁者）として、企業や行政に当事者の思いを伝える、支援者の現状を伝えるなど、長年この問題に携わってきたNPOだからこそできることが沢山あります。「NPO、行政、企業」のパートナーシップを推し進めていくためにも、NPOが自らの力を蓄えていくことが必要です。

「住民」レベルの日韓関係について対話

「歴史・対話シリーズ」としてのフォーラム、今回は3月12日、東京・新宿区内で開きました。(財)新宿文化・国際交流財団が共同主催、新宿区が後援に加わって、アジア女性基金として東京・新宿で進む住民レベルの日韓関係をテーマにした集まりにしました。新都心・新宿で、事業者・住民と「韓国」体験を求めて集まる人々の参加によって開催されました。

東京・新宿は、とくに日韓関係が生活・文化の面で大きく広がり、深まった地域です。韓国のテレビドラマ放映が旋風を起し、その「韓流」の追い風で、韓国の料理、ドラマや映画、Kポップス、食材・物品、雑誌・写真集



などを求めて、いっそう多くの人々が集まり、にぎわっています。日韓の間でみると2004年、相互に417万人が往来しました。そして新宿区は、外国籍の住民登録者が東京都内1位の約3万人、人口の10%にあたります。

このような現実になつて、日韓双方の事業者・住民、そして観光を含め訪れる人々が、どのように新宿の未来を描くか、そこになにを期待するか。生活・文化の次元で協力する、日韓関係の新しい展開のための対話

の場として、このフォーラムは設定されました。



日 時：2005年3月12日

会 場：東京、ホテル海洋

共同主催：財団法人新宿文化・国際交流財団

後 援：外務省、新宿区 日韓友情年2005参加企画

フォーラムでは地域の商店街や町内会の人々、区長をはじめ新宿区の関係する担当者など、「街づくり」の現場からの参加を得て提言を行い、また、100名を越す来場者から集めた質問票をもとに、さらにパネリストとの間で対話を深めました。

日本社会では「多文化共生」という言葉が提唱されて久しく、国際交流のキーワードのように多用された時期もありました。しかし、人々、民間の日韓交流が急速に進み、それを日々体感する東京・新宿の住人たちは、よりリアルティのある言葉と方法をもって先端を歩いているように見えます。

彼らが体験的に学んだことのひとつとして、国籍や異文化を背負った集団対集団として付き合っている限り、コミュニティは弾力性を保っていけないという点が指摘されました。個と個の関係をいかに豊かにするかという関心が、行き着くところ、こうした「街づくり」の鍵なのであると。

基調発言でも語られた通り、こうした試みはこの地にとどまらず、もちろん日韓間にも限らず、多様な人々が暮らす個性ある街づくりへのステップとして注目すべき新たな「実験」です。将来この地から国際的に発信される、「新宿モデル」が作られていくのではないかと思わせるフォーラムとなりました。

あいさつ 中山弘子(新宿区区长) 伊勢桃代(財団法人女性のためのアジア平和国民基金・専務理事事務局長)

基調発言 小倉紀藏(東海大学助教授・NHKテレビ「ハンゲル講座」講師) 金根熙
(株式会社「韓国広場」社長)

パネル 三澤治男(大久保いぶき町会副会長) 植木康次郎(大久保いぶき町会環境衛生部長)
金根熙(株式会社「韓国広場」社長) 森田忠幸(新大久保商店街振興組合理事長)
金世煥(在日本韓国人連合会事務次長) 李承珉(新大久保語学院院長)
小倉紀藏(東海大学助教授) 小柳俊彦(新宿区企画課長)

コーディネーター/柳田富美子(財団法人新宿文化・国際交流財団国際交流担当課長)

閉会あいさつ/須磨洋次郎(財団法人新宿文化・国際交流財団常務理事)

調査研究「在日外国人女性のHIV/AIDS医療・保健へのアクセス」

調査研究事業として、「在日外国人女性のHIV/AIDS医療・保健へのアクセス」を行いました。本年2005年7月、神戸で開催される第7回アジア・太平洋地域エイズ国際会議へ参加する人々への啓発のため、日本社会で、最もHIV/AIDS医療から遠い場所に置かれている在日外国人女性の実態調査を、プライバシーと人権に配慮のうえ、表面化しにくい女性たちと信頼関係のある病院、クリニック、支援団体などをとおして実施しました。

(調査報告書約60頁)

これまでのNGO支援事業の分析

アジア女性基金は、設立当初から国内外の女性問題に取り組んでいるNGOの育成を目指して活動支援を行い、のべ162団体、166件の事業に助成しました。2007年3月の解散決定により、これまでのアジア女性基金の支援事業、NGOの役割、これからの政府とNGOのあり方などについて、NGOに詳しい法政大学院教授の江橋崇先生を研究代表とする審査会に委託し、記録として残すことにいたしました。



妻や恋人に、手をあげたことがある方へ、

警告します。

あなたは、暴力の加害者です。

社会的、経済的、肉体的に優位な男性が、弱い立場の女性を暴力で支配・服従させる行為は、人権を踏みにじる明らかな犯罪です。身体的な暴力はもちろん、「誰のおかげで生活できるのか」などといった言葉や態度、望まない性の強要なども、心を深く傷つける暴力です。あなたは、妻や恋人に、そのような行為を行っていますか。思い当たることはありませんか。夫婦のことだから、恋人同士だから、相手に非があったからなどと、暴力を正当化していませんか。女性は、あなたが所有するモノではありません。一人の人間です。

2001年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律」が施行され、加害者に対する罰則、被害者に対する保護が明文化されました。2004年の改正で61に「心身に重大な被害を及ぼす虞」などの精神的な暴力も対象に加えられました。

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

(アジア女性基金)

東京都千代田区大塚4-6-4 ユニオンビル5F 501号室 TEL: 03-5614-4071 FAX: 03-5614-4072 ホームページ: <http://www.aswf.or.jp> e-mail: dignity@aswf.or.jp

アジア女性基金では、暴力や性被害を受けている女性のための「公共機関相談窓口一覧」をホームページ上に掲載しています。

平成16年度DV啓発ポスター
「妻や恋人に、手をあげたことがある方へ」

女性の人権に関する今日の問題に取り組むNGO/NPO活動支援

NGO支援事業では、女性の人権尊重、自立支援のために国際貢献の視点に立って活動する非営利の団体が実施する事業に対して費用の一部を支援してきました。

今年度は「カンボジアにおける児童売買撲滅」、「スリランカ津波被害支援」又、国内のDV防止法改正に伴い「DV防止啓発、パンフレット、ハンドブック」等々14団体に対する支援を行いました。

平成9年度の本事業の開始より、のべ162団体、166件の事業に支援を行ってまいりましたが、アジア女性基金が2007年3月をもって解散することとなったこともあり、残念ながら本事業も今年度限りとなりましたことをお知らせいたします。

ご協力、ご理解をいただきましたNGOの皆様にご心よりお礼申し上げます。色々とお難うございました。

韓国の元「慰安婦」金田君子さんが亡くなりました

2005年1月27日、かねてより入院療養中だった元「慰安婦」金田君子（仮名）さんが亡くなりました。享年83歳でした。葬儀は1月31日に執り行われ、多くの方が集まりました。アジア女性基金からも理事および職員が参列し、村山富市理事長からの弔文をお届けしました。その翌日、金田さんの遺骨は、韓国のために貢献した人や国の犠牲となって命を失った人たちが埋葬される、「望郷の丘」墓地に納められました。



勝山泰佑写真集「海渡る恨」より

金田さんはのちに牧師となる朝鮮人の父親と、日本人の母親との間に、東京で生まれました。生後すぐ実母と別れ、韓国へわたってからは一家離散の日々が続くなど生活は苦しく、家族愛にめぐまれない寂しい子ども時代を過ごしたそうです。

1938年、金田さんが住み込みの女中として働いていた16歳のとき、「よい働き口があるから」と知り合いに勧められ、同じようにだまされ集められた女性たちとともに、中国棗強の慰安所へ送られました。必死に抵抗して日本兵に銃剣で刺された胸の傷や、へし折られた手首の傷は、死ぬまで完全に癒えることはありませんでした。現実から逃避するために吸い始めた阿片の中毒になっていた金田さんは、1945年に治療のために任務を解かれ、生きて終戦を迎えることとなりました。

帰国後、金田さんは、過酷な慰安所生活で傷ついた子宮を摘出しなくてはなりません。周囲には過去をひた隠しにして孤独に暮らしていましたが、1991年、「慰安婦」問題への責任を認めようとしない日本政府の態度に怒りを抑えることができず、ついに自ら沈黙を破る決心をしました。

1995年にアジア女性基金が設立されたとき、国家補償以外受け入れるべきではないと反対する人々の声に対し、金田さんは、「わたしたち元『慰安婦』は、きょう明日死ぬかもしれない命。たとえ日本全体をくれると言われても、わたしたちが死んだあとでは何の意味があるのか」と発言し、韓国で最初に償い事業の受け取りを表明し、そのことを機に韓国での基金事業が動き出しました。

そして1997年1月、金田さんは、韓国において初めて基金の償い事業と総理のお詫びの手紙を受け入れた被害者たちのひとりとなりました。しかし、基金に反対する運動団体や韓国世論は、同じ被害者でありながら金田さんを「償い金を受け取った者」として差別し続け、最期の日まで金田さんが心身の平安を取り戻すことはありませんでした。そのことに対して基金は無力であったと、言わざるをえません。



金田さんの証言は一貫して変わることなく、ほかのハルモニ（おばあさん）たちから「姉さん」と慕われ、人望がありました。金田さんは生前、常々こう話していました。「死んでいく兵隊さんの世話もしたよ。みな最後には『お母さん』と呼びながら死んでいった。戦争は絶対にやっつてはだめだよ」と。

金田さんの存在は、アジア女性基金に、そして慰安婦問題という過ちを二度と繰り返すまいという誓いを抱くすべての人々に、はかり知れない意味をあたえました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

102-0074東京都千代田区九段南2-7-6

電話：03-3514-4071 Fax：03-3514-4072

Eメール：dignity@awf.or.jp ホームページ：http://www.awf.or.jp